

わたしの研究 ③⑤

テーマ

立場強化の定義 または西洋思想の 摂取ということ

高倉 統一



わたしの研究の意図は、立場強化 Empowerment の行動規範を日本の福祉現場や地方行政の場で確立することにある。そのために必

要な諸命題を解明すること——これが「わたしの研究」ということになる。結論をいってしまえばこうだし、これ以上立ち入ったことは——昨今、骨組みだけがみえて細部の実証が不完全なことを叙述しないことを主義 principle にしているので——書けない。しかし、題目が「わたしの研究」という大きなものなので、若干大雑把ではあるが、立場強化についていま考えていることを少しく述べたいとおもう。

立場強化の研究はまずその定義——その論文はいま執筆中である——から始めなければ

ならない。理由は、日本のアカデミズム、社会福祉の政策担当や現場に、立場強化、総じていえば社会サービスにおける外来思想——ノーマライゼーション、自己決定権、ケアマネジメント、コミュニティケアなど——に対する「翻訳文化的な発想」がすこぶる強いということである。

Empowerment はその綴りどおり西洋起源のことばである。これは歴史的には西洋社会の現実・矛盾との対峙のなかで生長した概念である。米国では黒人の立場強化 Black Empowerment が端的にそのことを示している。日本の社会福祉（法）学がそれを摂取せんとするならば、その意図は立場強化の考え方が日本の社会福祉問題解決のための処方箋を書く上で有効だと考えるからであろう。少なくともわたしは有効だと考えている。

しかしそれにもかかわらず、摂取の過程において、日本の側に翻訳文化的な発想が強い。翻訳文化とはやや比喩的な表現であるが、これは同じ一つの根をもつ正反対の現象に端的にあらわれている。

ひとつは日本の民衆の日常生活や生活感情とはまったく引っかけりのないような「抽象」。ひたすら「先進的」西洋社会の権威や業績に依拠しながら、立場強化の欧文業績を

紹介する。そのことはどこか、会社の会社員で印刷物でも発行しているようなものである。研究論文はいま少しくプラスアルファがなく

福祉において生じたら少し落ち着いて考えた方がよい。しかして立場強化の概念規定はたんに術学的な問題ではなく、すぐれて日本社会福祉の根本にかかわる主題である

(本研究所研究員 社会保障法)

いまひとつは極端な「技術主義」。一見、実用的かつ具体的にみえるがじつはちがう。西洋語を新造漢語化し、またはカタカナ表記し、新制度をつぎからつぎへと思いつく。

政策担当は、コミュニティケアを地域包括介護・支援としたり、ケアマネジメントを介護保険や障害者自立支援法のなかで矮小化し、国家統制の非常に強いシステムを作り上げ、システムの合理主義で動くことが「利用者本位」であるかのごとく説く。

この国家統制状況のなかで地方行政は依然、99年改正前民法のことばでいえば、「準禁治産者」である。福祉の現場も、例えばケアマネジメント実践の背景にある立場強化の哲学などは当面无視し、形どおりのルーティンないし事務処理慣行については、金もうけになれば——いいすぎであれば介護報酬や介護等給付請求につながれば——やるし、そうでなければ哲学とともに無視する。

措置であろうが、新方式であろうが、利用者は依然「かやの外」に置かれ、まわりがかってに物事を決めていく。こういう事態が社会

